

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図り、家庭生活に伴って生ずる生ごみの減量化に資するため、栗東市内に居住する家庭に生ごみ処理容器(以下「処理容器」という。)を設置することを目的として購入する者に対し、その経費の一部を補助することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助金の額)

第2条 補助金は処理容器購入額の一部として、予算の範囲内で別表のとおりとする。

2 補助金の交付は、1基の交付につき、以後3年間は補助対象とならない。

(補助金の交付申請)

第3条 この補助金の交付を受けようとする者は、生ごみ減量化推進補助金交付申請書(別記様式第1号)に關係書類を添えて、市長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第4条 市長は、申請に基づき必要な事項を調査し、補助金の交付を決定し、申請者に生ごみ減量化推進補助金交付決定通知書(別記様式第2号)により通知するものとする。

(維持管理等)

第5条 処理容器の購入者は、附近に迷惑がかからない所に設置し、生活環境の保全と公衆衛生に配慮すること、又これを定期的に点検するとともに、常に良好な維持管理に努めなければならない。

2 処理容器から堆肥等が出る場合は、花壇、畑等に還元するなど自家処理に努めなければならない。

3

(実績報告)

第6条 補助金に係る実績報告は、第3条に規定する申請書の提出によってなされたものとみなす。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、告示の日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

2 栗東町家庭ごみ(生ごみ)処理容器補助金交付要綱(平成3年栗東町告示第30号)は、この要綱の適用の日の前日で廃止する。なお従前の要綱により廃止日以前に申請された分については、従前の例による。

3 この要綱第2条2項中の「3年間」は、栗東町家庭ごみ(生ごみ)処理容器補助金交付要綱第2条2項の期間を引き継ぐものとする。

別表(第2条関係)

種別	補助内容
一家庭用処理容器	購入価格の2分の1で、最高限度額は10,000円とする。(1,000円未満は切り捨てる。)

備考 個人売買で購入されたものを除く。

別記様式第1号(第3条関係)

生ごみ減量化推進補助金交付申請書
(一 家 庭 用)

「可燃ごみ(生ごみ)」の減量化のため、下記のとおり生ごみ処理容器を購入しましたので、栗東市生ごみ減量化推進補助金交付要綱第3条の規定に基づき申請します。

年 月 日

栗東市長 様

申請者 住 所 栗東市
氏 名 (印)
(TEL ー)

記

購入概要

1 容器の設置場所	田、畑、庭、台所、ベランダ、その他
2 容 器 の 名 称	
3 容器の購入価格	円
4 そ の 他	

- ※ 添付書類 (1) 生ごみ処理容器の名称が明記された領収書
(2) 設置後の写真

様式第2号(第4条関係)

第 号
年 月 日

様

栗東市長

生ごみ減量化推進補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました標記について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

総事業費 円

交付決定額 円